

東浦町公有財産審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、財産の買入れ、寄付受納、交換、売払い、譲与又は出資の目的として使用させようとする場合（以下「財産の取得及び処分等」という。）に関する事務を、適正に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 財産の取得及び処分等に関する事務を審査し、その適正化を図るため、東浦町公有財産審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(構成)

第3条 審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、副町長を充てる。
- (2) 副会長は、委員のうちから会長の指名するものを充てる。
- (3) 委員は、東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者並びに土地利用に関する事務を所掌する課の長を充てる。

(会長の職務等)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が必要の都度これを招集する。

- 2 審査会は、構成員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 審査会の議事は、出席者の3分の2以上の同意により決定する。
- 4 緊急を要するときは、文書の持ち回りによってこれを行うことができる。

(審査)

第6条 審査会は、財産の取得及び処分等に関する事務の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 買入れについては、その目的又は使用計画及び買入れ価格並びに附帯条件に関すること。
- (2) 寄付受納については、その受納目的又は使用計画及び附帯条件に関すること。
- (3) 交換については、その目的、附帯条件及び交換差金があるときは、その価格に関すること。
- (4) 売払い又は譲与については、その理由、相手方、売払い価格及び附帯条件に関すること。
- (5) 出資の目的として使用させようとする場合については、その理由、相手方及びその方法に関すること。

(審査の特例)

第7条 財産の買入れ及び交換を、半田市土地開発公社に委託して行うときについて

は、審査の対象とする。

(審査の対象除外)

第8条 次に掲げるものについては、審査の対象除外とすることができる。

- (1) 行政財産となる土地の買入れで、面積が100平方メートル未満の物件
- (2) 土地の寄附受納で、既に公用又は公共の用に供している物件
- (3) 土地の交換で、交換に供する土地又は交換により取得する土地の面積が、100平方メートル未満の物件で面積差がその大きいものの5分の1を超えないもの
- (4) 土地の売払いで、面積が100平方メートル未満の物件
- (5) 半田市土地開発公社から買い入れる物件のうち前条の規定により審査の対象となったもの

(原案の作成及び提出)

第9条 財産の取得及び処分等についての審査原案は、別紙様式により各課等の長が作成し、公有財産に関する事務を所掌する課を経由の上、審査会に提出するものとする。

(関係者の意見聴取)

第10条 審査会は、必要に応じ、知識経験者等関係者の意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第11条 会長、副会長、委員及び事務取扱者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後もまた同様とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年7月17日から実施する。
- 2 東浦町土地に関する審査会要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。